

第九十四回国会 運輸委員會議録 第六号

昭和五十六年三月三十一日(火曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 加藤 六月君

理事 橋本 進君

理事 福岡 義登君

理事 西中 清君

理事 木部 佳昭君

理事 佐藤 文生君

理事 近岡理一郎君

理事 浜野 剛君

理事 古屋 亨君

理事 箕輪 登君

理事 井岡 大治君

理事 岡 晴正君

理事 小沢 正義君

理事 四ツ谷光子君

理事 出席國務大臣

理事 出席政府委員

理事 運輸大臣官房長

理事 運輸大臣官房審議官

理事 運輸省港務局長

理事 委員外の出席者

理事 運輸委員会調査

理事 委員長

理事 委員の異動

理事 三月三十一日

理事 補欠選任

理事 阿部 文男君

理事 水野 清君

理事 山村新治郎君

理事 古賀 誠君

理事 森田 一君

理事 泰道 三八君

理事 補欠選任

理事 阿部 文男君

理事 水野 清君

理事 山村新治郎君

同日

補欠選任

古賀 誠君

泰道 三八君

森田 一君

阿部 文男君

山村新治郎君

水野 清君

三月二十八日

国鉄運賃値上げ反対、ローカル線確保等に関する請願(三浦久君紹介)(第二三二〇号)

国内用船外機の検査免除に関する請願(足立篤郎君紹介)(第二三三三三号)

同(塩崎潤君紹介)(第二三六四号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三六五号)

同(足立篤郎君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

同(齊藤滋与史君紹介)(第二三七八号)

○井岡委員 多くの同僚の諸君から御質問がございまして、大体の様子はわかったわけでございますが、ただ、この法案は四十二年に政府がコンテナ船の導入計画ということでおつくりになって、わが国の外貿定期船の整備がおくれているということ、それから二は、その整備を港務管理者に行わしめることは、港務管理者の財政は港務整備五カ年計画の増大などでこれらの埠頭の整備が十分期待できない。したがって、従来のような公共事業による整備は限界に達しているので、公団を設置して整備をする、こういうことだったと思うのですが、間違ひありませんか。

○吉村(眞)政府委員 先生御指摘の、緊急な外貿埠頭の整備が、港務管理者の従来の公共事業方式では困難であるというのが一つの理由でございますが、もう一つ理由がございまして、その理由は埠頭の効率的な運用を図らしめるということでございます。

○井岡委員 その効率的な運営、ここに問題があるわけですが、本来港務整備を管理者に行わしめたいのだけれども、財政が非常に増大をして苦しいので、そのために従来の公共事業としてでなくて、港務整備公団をつくらせてこれをやらす。もちろん、そのためには効率的な運営ということが入っておりますし、同時に、そのためにこそ専用パスにした、こういうふうに考えるわけですね。その点を考えて、五十二年に福田内閣のもとで、外貿埠頭公団の所在地の港務管理者に移管すること、こういう閣議決定をしておりますね。間違ひありませんか。

○吉村(眞)政府委員 御指摘のとおりでございます。

○井岡委員 それが今度のいわゆる指定法人によるというように変わった理由、これをひとつお聞かせください。

○吉村(眞)政府委員 五十二年に先生御指摘のとおり閣議の決定がございまして、港務管理者に移管するものとして、五十四年度末までにその諸条件の整備を図るという決定がなされております。それで、その後いろいろと諸条件の整備に関して準備をいたしましたわけでございまして、その諸条件の整備と申しますのは、港務管理者に直接渡す場合もございまして、あるいは港務管理者を主体とするか、あるいは港務管理者の分身として受ける場合もございまして、そういういろいろな場合の利害得失等を検討し、どうすればスムーズに引き渡すことができるかといったようなことを検討をいたしましたわけでございまして、五十四年に港務審議会の管理部にこの問題を御検討願うことをお願いいたしましたので、その御答申を五十五年の十二月にいただいたわけでございまして、その御答申の内容がございまして、その御答申と申しますか、骨子になっておるわけでございまして、港務管理者が設立する、つまり港務管理者が主体となった法人を運輸大臣が指定をしてそれに承継をさせるのが適当である、こういう御答申をいただいたので今回の法案を御提案申し上げたわけでございまして。

○井岡委員 もとへ戻りますが、四十二年の審議の際に一番問題になったのは、この公団を、これは整備をするだけですから、いわゆる建設をするというところが主たる目的ですから、建設が終わった段階でその業務をどこに渡すのか、このままやるのか、あるいはまた地方公共団体に移管をするのか、港務管理者に移管をするのか、こういうところが論議になったことは御記憶ですね。

○吉村(眞)政府委員 四十二年に公団の法律の制定時に、借入金償還が全部終わった段階で、公団の仕事が終わった場合にはどういふふうな埠頭

本日の会議に付した案件

外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案(内閣提出第三五五号)

広域臨海環境整備センター法案(内閣提出第三八号)

港務整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

○小此木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。井岡大治君。

を取り扱うのか、こういった御議論があったというところを承知いたしております。

○井岡委員 今度の指定法人にする、こういうことを踏まえて御議論なさったのですか。

○吉村(眞)政府委員 四十二年当時の議論を踏まえて検討をいたしましたつもりでございます。

○井岡委員 そうすると、ちょっと違いますね。というのは、その当時運輸当局は、整備後の管理業務は必ず港灣管理者に移管をする、このことを繰り返して御答弁なさっておいでになるのです。そうすると、今度の指定法人になされたということでは踏まえて、その踏まえてがどの程度に生かされたのか、この点をお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉村(眞)政府委員 お答えいたします。昭和四十二年の公団制定のときに、たしか二回にわたって当時の港灣局長が御答弁を申し上げておるといふふうに承知いたしておりますが、この答弁の趣旨は私どもはこのように考えております。外貿埠頭公団の設立の目的が、先ほど申し上げましたように、二つあると申し上げましたが、その一つである外貿埠頭の緊急整備とその財源の徴収でございますが、これが全部終わる、そしてかつ、もう一つの使命でありますところの外貿埠頭の専用貸し付けをするという必要性も終わって、そして公団をもう解散をするといったような事態がもし起こりましたときには、この残った財産である埠頭をどうするかということに對しまして、港灣局長から、その財産は港灣管理者に譲渡をするというののも一つの適当な方法かもしれない、こういうふうにご答弁を申し上げたというふうにご理解いたしております。

それで、今回公団が解散されるわけでございますが、この解散というものは四十二年の当時に想定されておりました解散とはちよつと事情が違ふように私も思っております、今回の解散は、外貿埠頭の緊急な整備の点はおおむね終わったというふうにご考えておりますが、財源の償還はまだ半ばでございますし、それから外貿埠頭の専用貸し

し付けをしてこれを効率的に運用するという公団の持つておりました使命は依然として残つておるわけでございます。そして、これをだれかに承継してもらわなければいけないという事情があるわけでございまして、こういうことから、四十二年当時御議論いただいたような事情とは若干事情が異なるわけで、その点から、港灣管理者に直接財産を譲渡することには問題があると考へて、指定法人に承継させるといふ方法を考へたわけでございます。

○井岡委員 そうすると、閣議というのは至つてあやふやなものですね。五十二年の閣議では、これは港灣管理者に移管をする、こういう閣議の決定なんです。その閣議の決定がなされて、そして二年間もほっぽり出して、五十四年にあなた方は港灣審議会に出されたのでしよう。ほくは閣議の決定というものは少なくとも国の政治の大本を占めるものだ、こういうふうに思ふのです。それが決められておるにかかわらず、二年間ほっぽり出して、そして事情が変わつたと。どうも論議が合いませんよ。

この点どうですか、大臣、閣議の決定とはそんなあやふやなものですか。

○塩川國務大臣 五十二年の三月十九日、そして五月の四日、五月の二十五日と、いろいろ閣議で議論になったことは事実でございます。たとえ五十二年の三月十九日のときには、いわゆる山中調査会というのが自由民主党の中にありまして、それを中心にいろいろ案を出しておるのですね。管理機構のあり方について各種の角度から検討されるが、両公団を統合するというのも一つの案だし、第三セクター移管案、こういうふうないろいろな問題点が出ておるのです。ですから、公団設立のいきさつからいって、港灣管理者に返すのも一つの案ではないかという意見もある。これは確かにそういうことが出ておりましたが、しかし五十二年のその当時の記録を見ますと、いろいろ案が出ておつて、これで決定をするんだという

この決定はしていなかったように思つております。

○井岡委員 大臣、勘違いなさつておいでになるんじゃないですか。なるほど三月、六月、そういう山中案あるいは砂田案、いろいろな案が出ていますね。それはそれとして、五十二年の十二月二十三日の閣議で、行政改革推進計画において、京浜、阪神の両公団を廃止し、業務を外貿埠頭の所在地の港灣管理者に移管すること、こういうふうな閣議で決定しているのです。ですから、閣議の決定というのはそんなにあやふやなものですかと、こう聞いている。私は、閣議というのは国の政治の大綱を決めるものだ、こう思つておるのです。そうじゃないですか。

その点、大臣どうでしょう。

○塩川國務大臣 閣議の決定は、確かに「港灣管理者に移管することとし、昭和五十四年度末までに諸条件の整備を図る」ということになっておりました。その諸条件の整備をいろいろやってまいりましたその経過の中で、結局、第三セクターと言いましようか、そういう移管が——第三セクターじゃございませんが、いわゆる指定法人移管が一番いいという結論になって改めて閣議決定をした、こういういきさつでございます。

○井岡委員 移管をするということが前提で、その諸準備をするというのと違ふのですか。移管をするというのが先で、そして、そのための諸準備を整える、こういうことと違ふのですか。ほくはそういうふうに思ふのですかね。

○吉村(眞)政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、管理者に移管するものとしてというその文言は、確かにそのとおりでございます。が、直接に管理者に渡すというやり方もあるいは管理者が主体を持ってそれを受ける組織をつくつて、それに受けるのも、これはいろいろあると思ひまして、諸条件の整備と申します中には、そういったいろいろなやり方、そういうものの利害得失を十分に考へて、それでスムーズに受け渡しができるような状態をつくる、こういうことである

と私も理解をいたしましたわけでございます。

○井岡委員 移管をしと書いてあるんですよ。こ

う決めているのです。移管が大前提なんです。そのためにいまおっしゃつたような諸準備を整えるんじゃないのですか。私は文章から見ても決定された精神から考へてもそういうふうに読むのです。また、そういうふうに理解するのです。これが常識じゃないですか。常識を離れたらいけないよ。

この点、もう一遍答えてください。

○吉村(眞)政府委員 港灣審議会の審議の過程におきましてもいろいろ御議論がありました。港灣管理者に直接渡す方式、直営方式と申しておりますが、先生方の御議論の過程でも、管理者に移管することの一つの変わった形として管理者設立の法人に渡す方法は論議をされておりました。直営方式ばかりではなくて、管理者が主体を持つてつくるような法人に渡すのも管理者に移管するものの一つの形であるといふふうに論議がなされておつたように私も理解をいたしております。

○井岡委員 これは押し問答をしてもせんないことですから押し問答はしませんけれども、管理者に移管をするという限りは、その管理者に移管するもの、あるいは港灣の管理をして、それを、背景といひますか、あなた方の言う指定法人といふのは背景だろうと思ふのですけれども、背景といふことも一つの管理者に移管することにはまるの点、こういうお考えのようですが、私はこの点については納得をしません。しませんけれども、ここで押し問答しておつても同じことを言つていただけですから、それじゃお伺ひしますが、この指定法人の管理者と言ふのですか、監督者はだれがやるのですか。

○吉村(眞)政府委員 お答え申し上げます。この御提案申し上げております法律におきましては、運輸大臣が指定法人を監督いたすことになつております。運輸大臣が監督することになつております理由は、東京、横浜、大阪、神戸と

いいました。こういった各港は、全国向けの外貨雜貨貨物の搬入搬出の拠点の港でございまして、これらの港におきまして外貨埠頭の整備及び管理を行っておりますが、これは外国貿易の増進という国家的な目的を実現するために行っているということでございます。そういうことに着目いたしまして、いままでも公団という組織によって実施をさせてきたわけでございますが、指定法人に業務が移管された後も、たゞいま申し上げましたような業務の国家的な重要性といえますものは何ら変わるものではございません。外航海運政策との整合性も保持しながら、適切な外貨埠頭の整備あるいは統一的な管理を行わせていく必要がございます。そういうことを担保するという意味で運輸大臣が監督をするということにいたしましたわけでございます。

したがって、この運輸大臣の監督の規定と申しますのは、指定法人の業務の国家的な重要性に着目して行われるものであります。整備計画及び事業計画の認可に際しましては、あらかじめ関係港管理者に協議をするということを経る中でございまして、こういうことを法律の中にうたっております。こういうことによりまして港管理者の港管理との整合性も十分に担保できるように努めているわけでございます。こういうふうなことにいたしまして地方行政との矛盾のないように法律をつくったわけでございます。

○井岡委員 そうすると、港管理者はどういう位置になるのですか。
○吉村(眞)政府委員 港管理者は、一般的に港の管理者といたしまして、先ほど申し上げましたように、運輸大臣が協議をいたしましたときに、港の管理の立場から意見をおっしゃるわけでございますが、この法人につきましては財団法人の設立者でございますから、設立者である地方公共団体として地方自治法によって監督をする道がございます。こういった監督は当然なされると思ひますし、また寄付行為の定めるところによって別途監督をするということもあり得るし、恐らくなされることを考えております。

○井岡委員 そうすると、やはり港管理者というのはサブですね。ということは、協議をする場合、大臣が港の運営について意見を聞くという程度でしょうか。違うのですか。
○吉村(眞)政府委員 運輸大臣が事業計画の認可でございますとかあるいは整備計画の認可をいたしますときに、港全体の管理者としての港管理者と協議をいたすわけでございまして、港管理者自身は法人に対する監督が、先ほど申し上げましたように、地方自治法の一般の監督にとどまっております。これは設立者でございます。先ほどから申し上げておりますように、この法人はいわば港管理者の分身でございます。したがって、この程度の監督で十分であると考へたわけでございます。

○井岡委員 そんな言い方をすると、分身だ、この点を明確にしたいですね。
大臣、これはだめを押しおきますよ。そうでないと、施行令をつくるんでしよう、その場合に、またいつの間にかやらどこかに行つてしまつたということになりかねない。だから、この点大臣、間違ひありませんね。
○塩川国務大臣 港管理者が中心となつてこの法人を申請するのでございますから、港管理者と表裏一体のものとなつてつくられるものであつて、これは間違ひございません。

○井岡委員 どうもそこところが、日本語は互いに適当に解釈するところがありますからね。表裏一体と分身とは大分違いますよ。表裏という限りにおいては二つに分かれてはいるのです。分身だというのは一つに分かれてはいるのです。だから、この点どうなんですか。大臣じゃなくともいいですか。
○吉村(眞)政府委員 分身と申し上げましたのは、港管理者が設立をするわけでございます。寄付行為の作成も港管理者がいたすわけでございます。そういうことで、港管理者の意図がこの法人にはそのまま表現されるという意味で分身と申し上げたわけでございます。この法律の中に

寄付行為に關しますいろいろな問題を規定もいたしておりますが、これは決して港管理者を縛るということよりも、むしろ港審議会の御答申にありませうに、この法人をスムーズに運営をして、円滑な承継が行われるための配慮からそういうことが書かれておられるわけでございまして、考え方といたしましては、港管理者が設立するということについては先ほど来申し上げたとおりでございます。

○井岡委員 指定法人をつくるのは港管理者がおつくりになる、それを大臣がお認めになる、こういうことなんですか。ここまではあなたの方の言っていることは間違ひないのです。ほくが言っているのは、あなたは先ほど分身だ、こう言つたでしよう。その分身というのは間違ひないのですか、こういつて聞いているのです。
それを私が聞きしたのは、五十二年の閣議の決定で港管理者に移管するということを決められておる。私は、まあ大臣これはお答えになりませぬけれども、閣議というのは国の政治の大綱を決めるところだ、こういうふうに判断しているわけですか。まあそういう信じているわけですか。この移管をするというのについて、あなた方はその移管の方法についてもいろいろある、こういうことで御答弁をいただいで、そうして分身だ、こう言われた。私は、閣議で移管するといふのと分身だといふのと、これを一体的に考へているのです。それが違つてくるというの、分身といふのは一体どういふものですかといふて聞きたくなりますよ。どうなんですか。

○吉村(眞)政府委員 港管理者が設立をする、そして港管理者が主体的にこの法人の運営に当たるといふ意味で分身と申し上げたわけで、先ほど先生も御指摘のように、分身といふのはそこから分かれておられますが、別の個体でございます。○井岡委員 ごまかせないでくださいよ。ほくは前に進もうと思つていたので、それが大前提でしよ、こういつて聞いたのです。そうしたらあなた方は、移管という方法にはいろいろあります。た方は、移管という方法にはいろいろあります。ということ、指定法人のことを港管理者がこれを設立するのです、こういうようにすりかえられたのです。そうして、分身だと言われたわけです。そうすると、この分身という言葉は一体何を意味しているのだろうか。あなたは何を指しておつちやうおるのか、このことを聞いておるのです。もう一度答えてください。先へ進もうと思つたけれども、これじゃちよつと進めませんよ。

○吉村(眞)政府委員 港管理者が設立をして、港管理者が主体性を持って運営をする法人という意味で、分身と申し上げました。
○井岡委員 どうもその点については私は理解ができません。できませんけれども、ここで分身論議をやつておつたのでは同じことをやりとりしているだけですから。ただ大臣、こういう過程のことだけは、十分やはり御承知おきいただきたくおもうのです。ですから、施行令をおつくりになるときはこの過程というものを十分に踏まえてつくつていただかなければ、私は、この監督といふのは、一体港管理者といふのはどういふことになるのか。これは全くサブになつてしまつて、仕事だけはさせられる。指定法人をつくるための仕事だけはさせられるけれども、何の意義といふか、何の地位といふか、そういうものを持たないものになつてしまふ。同時に、そういうことであると、一元的な港行政といふのをどういふ方法でおやりになるのか。私は、国の政治は大臣が総括責任をお持ちになるのは、これは当然だと思ひます。ところが、やはり港管理者として、その港における一元的な行政といふものに携わつてはいるわけですか。どういふ考へ方、どういふなで一元的な方法をおやりになるのですか。

○吉村(眞)政府委員 先ほど申し上げましたように、運輸大臣がこの法人を監督いたします際に、主要な部分については港管理者と協議をし、あるいは意見を聞きながら進めるといふようなこと、港管理者の意向は十分に生かされるものと

考えておりますし、当然のことでございますが、
港湾管理者がそれぞれの港の管理に一元的な責任
を持っておりまことは明らかでございますから、
その一元的な行政の権能はこの法人にも当然
に及ぶわけでございます。

○井岡委員 この法人にも当然及ぶ、これは当然
でしょうね。及ばなかったらこれはもうひとり歩
きしますよ。これじゃ一元的な港湾行政とは言
えませんが、そういう意味におけるものでござ
いますか、港湾管理者というものは、
○吉村(眞)政府委員 港湾管理者は一元的に港
を管理しておりますから、その港湾管理者が管
理しております中の外貨埠頭をこの法人が管理
するというのでございますので、その間に意思の
疎通がなければならぬことは当然でございます
ので、この監督の規定の中にも、先ほども申し
上げましたような協議の規定あるいは意見聴取の
規定を入れておりますし、もちろんこの港湾で
この法人が定めます事業計画等は、港湾管理
者が考へておきます。港湾計画と当然一致して
おらない、そういう意味の一元性を十分確保し
ておるつもりでございます。

○井岡委員 そうすると、五十四年の十月十三日
の海軍新聞にこんな記事が載っているんです。
十三日の正午前に、森山運輸大臣と鈴木東京都知
事、横浜市の松林義幸助役との間でトップ会談が
持たれた。そして、横権債務をそっくり引き受
けます、業務は自治体が肩がわりします、こうい
う申し出をしているわけです。これは明らかに港
湾管理者としての態度を明らかにしているわけ
です。

○吉村(眞)政府委員 五十二年、港湾管理者に
移管するものとして諸条件の整備を図るという閣
議決定がなされました。運輸省におきましては、
これを検討する組織をすぐにその翌年の当初につ
くりまして検討を始めまして、港湾管理者であ
りますとか、あるいはこの埠頭を借り受けている利
害関係者でありますとか、あるいは公団自身であ
りますとか、そういうふうな問題があるかという
ことを調査いたしました。その結果、埠頭の借受
者と港湾管理者の意見の間にかなりの隔りがあ
ります。その結果、埠頭の借受者と港湾管理
者との意見の間にかなりの隔りがあります。四
港の港湾管理者の意見が必ずしも一致してい
ない、いろいろな意見があつてその間の意見の
隔りは相当に大きいということが判明したわけ
でございます。

○井岡委員 論理としてはそれで合っていますか
ら、そのことについては私は深く追及はしません
けれども、その中で、この審議会に諮問をされ
てから、いわゆる民間にこれを任せろ、こうい
うことを言っていますね。民間団体はおれらに任
せろ、いわゆる民間の専用埠頭にしろ、こう言
っていますね。こういうこともあつて、これは港
湾管理者に任ずることにはしないややはり指定
法人にした、こういうように解釈するのが正しい
んじゃないですか。この点どうなんですか。

○吉村(眞)政府委員 港湾審議会にお諮りを申
上げまして、港湾審議会では、いろいろな利害
関係者の意見を十分に聞く必要があるということ
で懇談会を設置されました。五回ほど懇談会
を開かれまして、その懇談会の席上でも、
いろいろな御意見が出ておりますが、その御
意見を申し上げますと、港湾管理者の方から
港湾管理者直管にする方が望ましいのではない
かと、一言で言えばそういう御意見が出てお
ります。それから、今度は埠頭の借受者の方
からは、民間の運営に任せて効率的な運用が
よりよいのではないかと、こういう御意見も
出ておりました。これは御指摘のとおりでござ
います。そのほか、学識経験者や申しますか、
中立といえますか、そういう委員の方からは、
もう一つ、もつと中間的なものの方がよろし
いのではないかと、こういういろいろな御意見
が出ておりました。

○井岡委員 審議会の持ち方なんですけれども、
審議会の持ち方を、移管をするんだ、これを前
提にやってくれ、こういうなことでなくて、
外貨埠頭をどうするのだ、こういう御諮問だ
らうと私は思うのです。ここに一つの問題があ
る。だから、私が先ほどの点については理解が
できません、こう言つたのは、そんなんです。
やはりこういう閣議決定というものをもちと
大切にしてください。そうでないと国の政治
を誤りますよ。閣議で決定したって別なことを
考へたらいいんだというふうなことになるん
です。私は、あなたの方の答申を求めるとい
うのは、間違っておる、この点を指摘してお
きたいと思つておる。

○吉村(眞)政府委員 認可と申しますのは……
井岡委員「財団法人をつくらただけではい
かないでしよう。これは財団法人として認
知しなければいけません」と呼ぶ。法人の
認可は、運輸省の所管の法人でございます。
○井岡委員 指定法人を監督するのは運輸
大臣がやるのですか、それとも港湾管理
者がやるのですか、どつちなんですか。
○吉村(眞)政府委員 指定法人としての監督
は、先ほど申し上げましたように、運輸大臣
がいたします。それから、公益法人の監督
の業務は運輸省がいたします。

○井岡委員 そうすると、港湾管理者は何も
しなないわけですね。
○吉村(眞)政府委員 先ほど申し上げました
ように、港湾管理者は、地方自治法の関係で、
この法

○井岡委員 論理としてはそれで合っていますか
ら、そのことについては私は深く追及はしません
けれども、その中で、この審議会に諮問をされ
てから、いわゆる民間にこれを任せろ、こうい
うことを言っていますね。民間団体はおれらに任
せろ、いわゆる民間の専用埠頭にしろ、こう言
っていますね。こういうこともあつて、これは港
湾管理者に任ずることにはしないややはり指定
法人にした、こういうように解釈するのが正しい
んじゃないですか。この点どうなんですか。

○吉村(眞)政府委員 港湾審議会にお諮りを申
上げまして、港湾審議会では、いろいろな利害
関係者の意見を十分に聞く必要があるということ
で懇談会を設置されました。五回ほど懇談会
を開かれまして、その懇談会の席上でも、
いろいろな御意見が出ておりますが、その御
意見を申し上げますと、港湾管理者の方から
港湾管理者直管にする方が望ましいのではない
かと、一言で言えばそういう御意見が出てお
ります。それから、今度は埠頭の借受者の方
からは、民間の運営に任せて効率的な運用が
よりよいのではないかと、こういう御意見も
出ておりました。これは御指摘のとおりでござ
います。そのほか、学識経験者や申しますか、
中立といえますか、そういう委員の方からは、
もう一つ、もつと中間的なものの方がよろし
いのではないかと、こういういろいろな御意見
が出ておりました。

○井岡委員 審議会の持ち方なんですけれども、
審議会の持ち方を、移管をするんだ、これを前
提にやってくれ、こういうなことでなくて、
外貨埠頭をどうするのだ、こういう御諮問だ
らうと私は思うのです。ここに一つの問題があ
る。だから、私が先ほどの点については理解が
できません、こう言つたのは、そんなんです。
やはりこういう閣議決定というものをもちと
大切にしてください。そうでないと国の政治
を誤りますよ。閣議で決定したって別なことを
考へたらいいんだというふうなことになるん
です。私は、あなたの方の答申を求めるとい
うのは、間違っておる、この点を指摘してお
きたいと思つておる。

○井岡委員 審議会の持ち方なんですけれども、
審議会の持ち方を、移管をするんだ、これを前
提にやってくれ、こういうなことでなくて、
外貨埠頭をどうするのだ、こういう御諮問だ
らうと私は思うのです。ここに一つの問題があ
る。だから、私が先ほどの点については理解が
できません、こう言つたのは、そんなんです。
やはりこういう閣議決定というものをもちと
大切にしてください。そうでないと国の政治
を誤りますよ。閣議で決定したって別なことを
考へたらいいんだというふうなことになるん
です。私は、あなたの方の答申を求めるとい
うのは、間違っておる、この点を指摘してお
きたいと思つておる。

○井岡委員 審議会の持ち方なんですけれども、
審議会の持ち方を、移管をするんだ、これを前
提にやってくれ、こういうなことでなくて、
外貨埠頭をどうするのだ、こういう御諮問だ
らうと私は思うのです。ここに一つの問題があ
る。だから、私が先ほどの点については理解が
できません、こう言つたのは、そんなんです。
やはりこういう閣議決定というものをもちと
大切にしてください。そうでないと国の政治
を誤りますよ。閣議で決定したって別なことを
考へたらいいんだというふうなことになるん
です。私は、あなたの方の答申を求めるとい
うのは、間違っておる、この点を指摘してお
きたいと思つておる。

人の設立者でございますから、たとえば監査でございませうか、それから定款の中にその監督の規定を置いて監督をすることは可能だと思っております。

○井岡委員 そうすると、どういふんですか、その定款のひな形、こういうふうなものはあるんですか。

○吉村(眞)政府委員 寄付行為のひな形は、まだ現在の段階ではつくっておりません。

○井岡委員 私も法人組織を何回かつくりましたけれども、これは財団法人ではありません、社団法人の法人をつくりましたけれども、必ずひな形があるわけです。もちろんそこにはいろいろあります。同時に、必ず入れなければいけない項目があるわけです。こういうのをまだおつくりになっていない、こういうことなんです。

○吉村(眞)政府委員 大変一般的な意味のモデル寄付行為といったようなものは持っておりませんが、これはあくまでも一般的なものでございまして、この法人にその寄付行為のモデルが適用できるかどうかという検討はこれからいたすことにいたしております。

○井岡委員 その際に港灣管理者の意見、こういうのをお聞きになりますか。

○吉村(眞)政府委員 港灣管理者とは、この問題を合せて今後密接に連絡をとり、打ち合わせをするつもりでございます。

○井岡委員 この点はぜひそうしてください。そうでないと、せっかく一元的な港灣行政というもののこれは大変な禍根を残すことになる、私はこう思うのです。ですから、ぜひ港灣管理者の意見は十分取り入れていただく。おのおの四つの法人ですから、横浜には横浜のスタイルがあるでしょう。神戸には神戸の考え方があってよろしい。こういう点を十分お聞きいただきたい、そうして納得のいく組織にしたい、この点特にお願いしておきます。

そこで、いよいよ港灣の運営というか、運営という大げさなものではありませんけれども、港灣

の秩序を守る、こういう意味から委員会、理事會、こういうものをおつくりになって、理事會にかける場合は委員会の議を先に経なければいけません。この埠頭公園を運営をする、こういう意味からのもは私は整っていると思うのです。ただ、港灣の全体の秩序というものを守るためにやはり何かを必要とするのではないかと。

そこで、これは私の私案ですが、法制的にこうしろというものはありませんけれども、任意の外資埠頭運営委員会、委員会でも協議会でも結構ですが、こういうふうなものをつくる。そうして、それには港灣管理者あるいは港灣管理者が任命する職員、あるいは埠頭公園の専用埠頭を借りておられる方々の代表、あるいは港灣で働いておられる労働組合、こういうものを入れた港灣運営委員会あるいは協議会、何でも結構ですが、こういうふうなものをつくらうか、こういうふうな考えなのですが、この点御所見を伺いたいと思っております。

○吉村(眞)政府委員 先生の御提案は、この法人の内部組織としてそういうものをつくらうか、あるいは御意見だと思いますが、港灣審議会の御答申の中にも、先生の御提案に近い御意見が盛り込まれておりました。それはこの埠頭管理の公共性を確保しつつ、民間の創意工夫、活力の導入を図り、能率的かつ公正な運営をこの法人は行うべきである。そのために、理事會には中立的な立場にある学識経験者及び海運業界、港運業界等経済界を代表する立場にある学識経験者をも参画させるよう措置する、ほかに、埠頭借受者の意向の直接的な御意見の御意見を設けることとする、この御答申の御意見をいただいております。私どもはこの御答申の御意見を受けて、この法人の設立に当たってはそういう組織をつくらうか、いかに促進をしてみたいかというふうな考えをしております。

この運営委員会は、いま申し上げましたように、直接的にこの埠頭の運営に対して埠頭借受者

の意向のくみ上げを図る必要があるという観点から御提案をされておりますので、この構成員としてまは港灣管理者、それから埠頭借受者の代表といえますか、そこから出てくる委員、それから学識経験者、こういったメンバーを実は考えておりました。先生御提案のこの埠頭で働いている労働者の代表という点は、実は答申の中にも盛り込まれておられますし、そういった面の御意見のくみ上げといえますか、聴取するのは、実は別の場所でした方がいいのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

○井岡委員 ぼくはせっかとおつくりになるのなら港灣全体の、だからぼくは秩序を保つためにと、とう言ったのです。だから、埠頭の借受人の代表とかあるのは何だとか、こういうだけならそれだけのものになってしまふのじゃないか。秩序ということが欠けているのです。そこにトラブルが起これたらどうするのです。

だから、これは次に私はお尋ねしたいと思っております。もう時間ありませんから一緒に言いますが、これは専用埠頭でしょう。専用埠頭にしていますと、いま港灣の労働行政の中で一番問題になっているのは港灣の運送事業者、この運送事業者が勝手に自分のところと、別な人間、手帳を持たないような人間をどんどん雇ってくるわけですよ。そのために混乱が起きているので、私が秩序と言ったのは、そういう点を十分考えてもらいたい、こういうことなんです。だから、ぼくは任意ということをやったのです。何も答申があるから、ないからというのじゃないのです。答申があるからやります、答申がないからやらないのだ、これじゃ私は行政じゃないと思うのです。答申がなくとも、行政というものはやはり創意工夫をするのが当然じゃないですか。この点どうなんですか。

○吉村(眞)政府委員 先生御指摘のような労働問題といえますか、そういう問題が存在して、それに対する何らかの対応の機関が要するということが御指摘のとおりだと思っております。

この答申の中にも、公団時代に二者協議体制というふうな形です。この問題の処理が行われておりますが、そういう体制は今後も引き継ぎ継続した方がよろしいというふうな御指摘もいただいております。私どもも港灣全体の秩序を保つていく意味からはそういうふうな体制を望ましいというふうな考えをしております。先ほど、別の場です。そういう問題は意見のくみ上げが行われた方がいいのではないかと申し上げたのは実はそのことを考えておりましたので、こういった二者協議体制といったような仕組みが現在すでにありますから、そういうやり方が今後適当ではないかというふうな考えをおるわけでございます。

○井岡委員 もう時間がございませんから、結論に入ります。

私は、二者協議体制はもと猪股させた方がいいと思っております。こんなことを言ったらなんですけれども、私のいとこはあなたのために警官に殺されたのです。これはあなた方御存じないと思っております。私は後で知ったのですけれども、こういうトラブルがある。そういうことを考えて、運営ということに、協議会でもいいからそういう場を、お互い顔を合わせますとけんかなんかではできませんから、こういうものをつくらうか、こういうことを私は提案したわけです。このこともひとつどこかに置いておいていただきたいと思っております。そうして、二者協議体制というものをもっと強力なものに、強力という表現は、日本語はむずかしいですから、内容のあるものにしてもらいたい、このことをつけ加えておきます。

いずれにしても、この法案の過程において、大臣お聞きになられたとおり、私たちは若干疑義があります。その閣議の決定というものが非常に軽く扱われている、このことについて私は本心に残念だと思っております。国の大綱を決める閣議の決定が、いつの間にか、まあこれは官僚という表現は適当ではありませんけれども、審議会という名に隠れて曲げられているということについては私は

残念に思います。

この点について、ひとつ最後に大臣の今後の港灣行政についての考え方をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○塩川國務大臣 この移管につきましてはいろいろな経過がございますが、それは先ほども討論に出てきたとおりでございますが、要するに、今後港灣の管理運営それから設備の充実というふうなものが一貫して行われなければいかぬということ、しかも、その点についての港灣管理者の意見を十分くみ取ってやっていくことが大事なことでございます。それにつきまして、私からも常時話し合いをしてまいりましたが、これからはその方針に従って一層密接に話し合っけていきたいと思っております。

なお、二者協議体制というものの、御承知のように二つございませう。これもやはり継続し、そして充実させていきたい、こう思っております。

○小此木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小此木委員長 これより討論に入ります。討論の申し出がありますので、順次これを許します。橋橋進君。

○橋橋委員 私は、自由民主党を代表いたしましたし、本案に対し、賛成の討論を行うものであります。京浜及び阪神外貿埠頭公団は、昭和四十二年に設立されて以来、コンテナ等の外航貨物の増加に対応して外貿埠頭の計画的な整備を推進するとともに、専用使用方式を採用することにより埠頭の効率的な使用に貢献してきたところであります。今日その整備についてはほぼその目的を達成したこと、行政改革の一環として両公団の廃止が取り上げられ、この法律案が提案されるに至ったものであります。

本法律案は、このような状況にかんがみ、まず第一に、特殊法人である両公団を廃止するとともに

に、その業務を港灣管理者が設立する財団法人であつて運輸大臣が指定するものに承継させることとし、現下の重要な政策課題である国の行政改革の要請にこたえようとするものであり、その意図は高く評価すべきものと考えます。

第二に、両公団の廃止問題の処理につきまして、公団自身を初め関係港灣管理者、埠頭借受者等関係者が多岐にわたる、処理すべき問題も数多くあつたわけであり、この法案の作成に至るまであらゆる努力と必要な手順が尽くされておられ、関係者の大方の合意を得ているものであります。

第三に、この法案においては、その業務の国家的重要性に配慮しつつも、港灣管理者の自主性に配慮して、国の監督は必要最小限度のものにとどめております。それとともに債権者の保護、埠頭借受者の意向の反映、公団職員の出退等にも必要かつ十分な措置を講ずることとし、また今後の外貿埠頭の整備について政府の無利子貸し付けを行うこととする等、公団業務の円滑な承継と継続の実施につき内容的にも満足すべきものとなっております。

以上申し述べましたように、本法律案は行政改革の要請にこたえて両公団を廃止し、その業務量の減少に見合った適正な組織主体へ移管し、公共性を確保しながら能率的、機動的な運営を図ることをねらいとした適切な内容の法案であると考える次第であります。

政府は、本法律案の成立後、関係者と緊密な連絡をとりつつ業務の円滑な移管のために必要な措置を講ずるとともに、今後における外貿埠頭業務の適正な運営を確保することに努めるよう強く要望いたしました。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 次に、伊賀定盛君。
○伊賀委員 私は、日本社会党を代表し、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、法案では二つの外貿埠頭

公団を解散し、四つの財団法人にその業務を分割承継せよとするものであります。これは行政改革の方向に逆行するものであります。容認することができません。二つの公団を一つに統合することが行政改革になるのであります。また、新たな四法人を設置するのでなく、港灣管理者に直接移管する方法もあるわけであり、これも避け、法案に賛成できません。

第二の反対理由は、外貿埠頭の管理は広域的に行うことが必要であります。四分割して管理することは大きな弊害を伴います。

第三の反対理由は、政府の出資金を無利子貸し付けに切りかえることについてであります。このことは、外貿埠頭業務に財政面での負担増となるばかりか、資本減少により社会的に影響を及ぼすことも大きな問題であります。

以上、反対理由を述べ、私の反対討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 次に、三浦久君。
○三浦(久)委員 私は、日本共産党を代表して、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案に対して、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、本法案が行政改革の名に値しないものであるということであり、また、本法案は、従来の二つの公団の行った業務を新たに設立する四つの財団法人に引き継ごうとするものであります。

公団を解散し、国の出資金の返還を求めるとは当然のことであり、地方自治体が出資金を出し、財団法人がこれを受け入れ、従来の公団の業務をそのまま引き継ぐことは、国の特殊法人を地方に分散して存続させることにほかならず、これは政府の提案理由である特殊法人の整理統合とも反するものであり、国民の強く求める行政の簡素化、効率化には全く逆行するものであります。

第二に、本法案は、特定の海運、倉庫大企業が外貿埠頭を独占して使用するという権益を全面的に保護していることでもあります。

公団は、外貿埠頭を建設し、長期にわたつて大企業に専用貸し付けを行うという、まさに大企業奉仕を目的とした特殊法人として設立されたものであり、わが党は設立当時も反対をいたしました。今回、埠頭の貸付契約の引き継ぎを初め、貸付条件、貸付料に至るまで、法律事項により、従来と変更のないものと規定しておりますが、こうした特定の大手海運、倉庫会社の権益をあくまで擁護する本法案は断じて容認できないものであります。

第三に、承継する財団法人は運輸大臣の強い監督下に置かれており、港灣管理者の意向や地方議会の意思が反映されないことでもあります。

これは、行政事務を国から地方へ移管したとは決して言えないものであります。本来港灣は、公共施設として、港灣法に定めるように、港灣管理者の管理運営のもとに建設、管理運営が民主的に行われるべきであります。

わが党は、この立場から本法案に反対し、真の行政の簡素化、効率化のため地方自治体への全面移管を要求し、討論を終わります。(拍手)

○小此木委員長 これにて討論を終局いたしました。

○小此木委員長 これより採決いたします。内閣提出、外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小此木委員長 この際、本案に対し、橋橋進君外三名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議及び民社党・国民連合の四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を求めます。橋橋進君。

○橋橋委員 たいま議題となりました本案に対し附帯決議を付すべしとの動議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特に左記事項につき適切な措置を講ずべきである。

一 両公団から指定法人への移行に際しては、港湾管理者、埠頭借受者、職員団体との連携を密に行うよう指導すること。

二 両公団の職員は、指定法人が雇用することとし、賃金、年金等その処遇については公団在職時に比べて不利益にならないよう誠意をもつて対処すること。

三 指定法人に対し、組織及び要員の簡素化を図る等能率的な経営を行うよう十分指導し、埠頭借受者の負担が過重にならないよう配慮すること。

四 東京湾及び大阪湾における港湾の広域的管理運営がはかられるよう指定法人により構成される協議会を設置すること。

以上であります。

本附帯決議案は、当委員会における本案審査におきまして委員各位から述べられた御意見及び御指摘のありました問題につきましてこれを取りまとめたものでありまして、本法の実施に当たり、政府において特に留意して措置すべきところを明らかにし、本委員会の決議をもってその実施に遺漏なきを期することとしたものであります。

以上をもって、本動議の趣旨説明を終わります。

何とぞ御賛成賜りますようお願い申し上げます。

○小此木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

た。

採決いたします。

橋橋進君外三名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○小此木委員長 お諮りいたします。

たいま議題いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小此木委員長 この際、塩川運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。塩川運輸大臣。

○塩川國務大臣 たいま外貨埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律案につきまして、慎重審議の結果、御可決いただき、まことにありがとうございます。

また、附帯決議につきましては、政府といたしまして、その趣旨を十分に尊重し、努力してまいる所存であります。

どうもありがとうございます。

○小此木委員長 内閣提出、広域臨海環境整備センター法案及び内閣提出、港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。

たします。塩川運輸大臣。

広域臨海環境整備センター法案
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○塩川國務大臣 たいま議題となりました広域臨海環境整備センター法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

大都市圏においては、廃棄物の発生量は膨大なものとなっておりますが、これらの区域では土地が高密度に利用されているため、内陸部において廃棄物の最終処分場を確保することは著しく困難な状況にあり、市町村はもとより都府県の区域を越えて廃棄物を広域的に処理するための海面埋立処分場の確保が強く要請されております。

一方、大都市圏における港湾では、背後の都市の健全な発展と活動を支えるため、港湾機能の一層の拡充、臨海部における再開発等を図る必要があり、そのためには、港湾における水域利用との調整をとりつつ理め立てによる用地確保に努める必要があります。

このような要請に対処するため、関係地方公共団体及び関係港湾管理者が共同して広域臨海環境整備センターを設置し、港湾において広域的処理を必要とする廃棄物の海面埋め立てを行うための広域処理場を建設し、廃棄物による海面埋め立てを行い、あわせて土地を造成する等の業務を行わせることといたしまして、この法律を提案することとした次第であります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、広域臨海環境整備センターは、その区域の全部または一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体の長及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者の長が発起人となり、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けて設立されることとしており

ます。

第二に、広域臨海環境整備センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長から選任された者より構成される管理委員会を置き、定款の変更、広域処理場の整備に関する基本計画の作成等につきまして議決を経ることとしております。

第三に、広域臨海環境整備センターの業務といたしましては、港湾管理者の委託に基づく廃棄物埋立護岸の建設及び当該施設における廃棄物の海面埋め立てによる土地の造成、地方公共団体の委託に基づく一般廃棄物等の最終処分場の建設及び当該施設における一般廃棄物等の海面埋め立て等を行うこととしております。

第四に、広域臨海環境整備センターは、広域処理対象区域の都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議して、広域処理場の整備に関する基本的事項を定めた基本計画を作成して、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けることとしております。

第五に、広域臨海環境整備センターが作成する実施計画及び予算等の厚生大臣及び運輸大臣への提出、同センターに対する監督命令等につき、所要の規定を設けることとしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

たいま議題となりました港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

港湾は、交通、産業、住民生活等の諸活動を支える重要な基盤であり、その整備の推進が、国民経済の健全な発展にとって、必要不可欠であることは申すまでもないところであります。

このような見地から、政府は、数次にわたり港湾整備五カ年計画を策定し、港湾の整備の計画的な実施を鋭意推進してまいりましたが、昭和五十年代後半におきましても、港湾取扱貨物量の着実な増加が見込まれるばかりでなく、さらに、貨物

輸送の合理化、厳しいエネルギー情勢への対応、地域振興のための基盤施設の整備、船舶航行等の安全の確保、地域防災の推進、港湾及び海洋の環境の整備等の必要性が増大しており、港湾の整備に対する要請は量的に増大するとともにますます多様化し、かつ、差し迫ったものとなっております。

このような情勢にかんがみ、港湾の整備を引き続き強力かつ計画的に実施するため、このたび、港湾整備緊急措置法の一部を改正し、昭和五十六年度を初年度とする新しい港湾整備五カ年計画を策定することとした次第であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○小此木委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る四月二日午前十一時理事會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午前十一時五十一分散會

広域臨海環境整備センター法案
広域臨海環境整備センター法

目次
第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 設立(第九条―第十三条)
第三章 管理(第十四条―第十八条)
第四章 業務(第十九条―第二十一条)
第五章 財務及び会計(第二十二条―第二十八条)
第六章 解散及び清算(第二十九条―第三十二条)
第七章 監督(第三十三条―第三十四条)
第八章 雑則(第三十五条―第三十六条)
第九章 罰則(第三十七条―第三十九条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。

(定義等)
第二条 この法律において「広域処理場」とは、二以上の都府県において生じた廃棄物による海面埋立てを行うための施設であつて、次に掲げるものによつて構成されるものをいう。

- 一 港湾法(昭和二十五法律第二百十八号)第二条第五項第九号の二に規定する廃棄物埋立護岸
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第二項に規定する一般廃棄物(以下「一般廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域(港湾法第二条第三項に規定する港湾区域をいう。次号において同じ。)内に設置されるもの(前号に掲げるものを除く。)
- 三 廃棄物処理法第二条第三項に規定する産業廃棄物(以下「産業廃棄物」という。)の最終処分場であつて、港湾区域内に設置されるもの(第一号に掲げるものを除く。)
- 四 前三号に掲げる施設の円滑かつ効率的な運営を確保するために必要な廃棄物の搬入施設その他の政令で定める施設

この法律において「広域処理対象区域」とは、一の都府県の区域をこえた廃棄物の広域的な処理が適当であり、かつ、その処理のために海面埋立てを行うことが特に必要であると認められる区域として厚生大臣が指定するものをいう。

この法律において「広域処理場整備対象港湾」

とは、広域処理対象区域において生じた廃棄物の処理を行う広域処理場の整備を行うことがその秩序ある整備に資することとなると認められる港湾として運輸大臣が指定するものをいう。

4 厚生大臣又は運輸大臣は、それぞれ、第二項又は前項に規定する広域処理対象区域又は広域処理場整備対象港湾を指定しようとするときは、あらかじめ、相互に協議するほか、その区域の全部又は一部を広域処理対象区域とするに

とが適当と認められる都府県及び市町村又は広域処理場整備対象港湾とすることが適当と認められる港湾の港湾管理者の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(法人格)
第三条 広域臨海環境整備センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

第四条 センターは、その名称中に「広域臨海環境整備センター」という文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に「広域臨海環境整備センター」という文字を用いてはならない。

(資本金)
第五条 センターの資本金は、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある地方公共団体(以下「関係地方公共団体」という。)及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者(以下「関係港湾管理者」という。)の出資する額の合計額とする。

2 センターに出資しようとする関係地方公共団体又は関係港湾管理者は、自治大臣の承認を受けなければならない。

(定款記載事項)
第六条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

三 広域処理対象区域及び広域処理場整備対象港湾

- 四 事務所の所在地
- 五 資本金、出資及び資産に関する事項
- 六 管理委員会の委員の定数、任期、選任、解任その他の管理委員会に関する事項
- 七 役員の数、任期、選任、解任その他の役員に関する事項
- 八 業務及びその執行に関する事項
- 九 財務及び会計に関する事項
- 十 定款の変更に関する事項
- 十一 解散に関する事項
- 十二 公告の方法

2 センターの定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければならない。

(登記)
第七条 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)
第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

第二章 設立
(発起人)
第九条 センターを設立するには、関係地方公共団体の長及び関係港湾管理者の長十人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び主務省令で定める事項を記載した書面(以下「定款等」という。)を作成し、関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

(設立の認可)
第十条 発起人は、前条第二項の規定による募集が終わつたときは、定款等を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(役員となるべき者の指名等)
第十一条 発起人は、センターの役員となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名されたセンターの役員となるべき者は、センターの成立の時に於いてセンターの役員となるものとし、その任期は、最初の管理委員会において理事長及び監事が選任されるまでの間とする。

(事務の引継ぎ)

第十二条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの理事長となるべき者に引き継ぎなければならぬ。

2 センターの理事長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、出資の募集に応じた関係地方公共団体及び関係港湾管理者に対し、出資金の払込みを求めなければならぬ。

(設立の登記)

第十三条 センターの理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。

第三章 管理

(管理委員会の設置及び委員)

第十四条 センターに、管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員の選任は、センターに出資した地方公共団体の長及び港湾管理者の長のそれぞれの互選による。

(管理委員会の権限)

第十五条 次の事項については、委員会の議決を経なければならない。

一 定款の変更
二 広域処理場の整備に関する基本計画及び実

施計画の作成又は変更
三 予算、事業計画及び資金計画の作成又は変更
四 前三号に掲げるもののほか、定款で定める重要事項

(委員の公務員たる性質)

第十六条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員等)

第十七条 センターに、役員として、理事長、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、センターは、定款で定めるところにより、副理事長を置かないことができる。

2 理事長及び監事は、委員会が選任する。

3 副理事長及び理事は、委員会の同意を得て、理事長が任命する。

4 センターの職員は、理事長が任命する。

(役員職務及び権限等)

第十八条 理事長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、委員会又は主務大臣に意見を提出することができる。

6 センターと理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

7 第十六条の規定は、役員及び職員について準用する。

第四章 業務

第十九条 センターは、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 港湾管理者の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第一号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

ロ イに掲げる施設における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成

二 地方公共団体の委託を受けて、次の業務を行うこと。

イ 第二条第一項第二号に掲げる施設及び同項第三号に掲げる施設(政令で定める部分に限る。)の建設及び改良、維持その他の管理

ロ イに掲げる施設における一般廃棄物及び政令で定める産業廃棄物による海面埋立て

ハ 第二条第一項第四号に掲げる施設の建設及び改良、維持その他の管理

三 第二条第一項第三号に掲げる施設(前号イの政令で定める部分を除く。)の建設及び改良、維持その他の管理並びに当該施設における産業廃棄物(同号ロの政令で定める産業廃棄物を除く。)による海面埋立てを行うこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(基本計画)

第二十条 センターは、前条第一号から第三号までの業務に関し、次の事項を定めた基本計画を作成しなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模に関する事項

二 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項

三 広域処理場の建設工事の施行に関する事項

四 広域処理場における廃棄物による海面埋立

ての実施に関する事項

五 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項

六 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、広域処理場の整備に関する事項

前項の基本計画は、次の基準に適合したものでなければならない。

一 広域処理場の位置及び規模と受け入れる廃棄物の種類及び量並びに受入対象区域が相応していること。

二 広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てが、円滑かつ能率的に行われるよう配慮されていること。

三 造成された土地が、港湾の機能の増進及び周辺地域における生活環境の向上に寄与するよう利用されるものであること。

四 廃棄物の受入れの基準が、関係地方公共団体が実施する廃棄物の減量化等の施策の推進に寄与するものであること。

五 広域処理場の位置及び規模の決定並びにその建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たつて、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整並びに周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋環境の保全について十分配慮することとされていること。

3 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするとき(主務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。第七項において同じ。)、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、第三項の認可をしようとするとき

きは、あらかじめ、港湾審議会の意見を聴くものとする。

6 センターは、基本計画について第三項の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

7 センターは、基本計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、その区域の全部又は一部が広域処理対象区域内にある都府県及び広域処理場整備対象港湾の港湾管理者に協議しなければならぬ。

(実施計画)
第二十一条 センターは、第十九条第一号から第三号までの業務を行うときは、主務省令で定めるところにより、基本計画に基づいて実施計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、前項の実施計画を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、センターが委託を受けてその業務を行う地方公共団体及び港湾管理者に協議しなければならない。

第五章 財務及び会計
(事業年度)
第二十二条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。ただし、最初の事業年度は、成立の日に始まり、その後最初の三月三十一日に終わる。

(予算等)
第二十三条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に(最初の事業年度にあつては、成立後遅滞なく)、主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(財務諸表等)
第二十四条 センターは、毎事業年度、貸借対照

表、損益計算書及び事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、当該事業年度終了後三月以内の主務大臣並びにセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に提出しなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表等を作成するときは、これに、財務諸表等に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(予納金)
第二十五条 センターは、主務省令で定めるところにより、地方公共団体及び港湾管理者以外の者であつて、センターに対し廃棄物の処理を委託するものから、広域処理場に係る経費の一部を予納金として徴収することができる。

(補助金の交付等)
第二十六条 センターが第十九条の規定により地方公共団体又は港湾管理者の委託を受けて広域処理場の建設又は改良の工事を行う場合におけるその工事に要する費用に関する国の補助については、地方公共団体又は港湾管理者に対し交付すべき補助金は、センターに対し交付することができる。

2 前項の規定により補助金がセンターに交付された場合には、センターは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

(財産の処分等)
第二十七条 第十九条の業務の実施により建設される広域処理場に係る財産の管理及び処分の方法その他その財産の管理及び処分に関し必要な事項は、政令で定める。

2 前項の財産について政令で定める期間内に処分が行われた場合において、その処分価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときは、その残余の額は、政令で定めるところにより、その広域処理場の建設又は改良の工事に要した費用を自ら負担した者及び補助した者に分配する。その財産についてその期間を超

えて管理が行われることとなる場合においてその財産に係るその期間満了の時ににおける評価額から政令で定める費用の額を控除してなお残余があるときも、同様とする。

(主務省令への委任)
第二十八条 この法律に規定するもののほか、センターの財務及び会計に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 解散及び清算
(解散)
第二十九条 センターは、次の事由によつて解散する。

1 一定款で定める解散事由の発生
2 破産
2 センターは、前項第一号の規定により解散しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、センターは、その認可により解散する。

(清算人)
第三十条 センターが解散したときは、破産によつて解散した場合を除き、理事長、副理事長及び理事がその清算人となる。

2 理事長、副理事長又は理事であつた清算人には、それぞれ第十八条第一項から第三項までの規定を準用する。

(清算事務)
第三十一条 清算人は、センターの債務を弁済してなお残余財産があるときは、これをセンターに出資した地方公共団体及び港湾管理者に対し、その出資の額に応じて分配しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
第三十二条 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十七条第二項(届出に關する部分)に關する及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七号)第三十五号第二項、第二十五項及び第三

項、第三百六条、第三百七条並びに第三百十八條の規定は、センターの解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第三十條第一項」と読み替へるものとする。

第七章 監督
(報告及び検査)
第三十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対しその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、センターの事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)
第三十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、センターに対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第八章 雑則
(他の法令の準用)
第三十五条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるところの他の法令については、政令で定めるところにより、センターを地方公共団体とみなして、これらの法令を準用する。

(主務大臣等)
第三十六条 この法律において、主務大臣は厚生大臣及び運輸大臣とし、主務省令は主務大臣の発する命令とする。

第九章 罰則
第三十七条 第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員、清算人又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

三 第十九条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第二十一条第一項の規定に違反して、実施計画を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

六 第二十三条又は第二十四条第一項の規定に違反して、提出すべき書類を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

七 第三十一条の規定に違反したとき。

八 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

九 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十 第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

十一 第三十四条の規定による命令に違反したとき。

第三十九条 第四条第二項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

第一類第十号 運輸委員会議録第六号 昭和五十六年三月三十一日

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に広域臨海環境整備センターという文字を用いている者については、第四条第二項の規定は、この法律の施行後一年間は適用しない。

(港湾整備緊急措置法の一部改正)
第三条 港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号の次に次の一号を加える。
一の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第十九条第一号の規定により広域臨海環境整備センターが行う廃棄物埋立護岸の建設又は改良の事業

(廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正)
第四条 廃棄物処理施設整備緊急措置法(昭和四十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「実施するもの」の下に「(広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第十九条第二号の規定により広域臨海環境整備センターが行うものを含む。)」を加える。

(港湾整備特別会計法の一部改正)
第五条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 港湾整備事業で港湾整備緊急措置法

第二条第一号の二に規定するものに係る補助金の交付
第四条第二項第三号の次に次の一号を加える。
三の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センター

に對し交付する補助金
第七条第一項中「補助金」の下に「広域臨海環境整備センター法第二十六条第一項の規定により広域臨海環境整備センターに對し交付する補助金」を加える。

(所得税法の一部改正)
第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

(印紙税法の一部改正)
第八条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第二高圧ガス保安協会の項の次に次のように加える。

(登録免許税法の一部改正)
第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第三中四の項の次に次のように加える。

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

広域臨海環境整備センター 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)

四の二 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第 号)第十九条第二号の規定により広域臨海環境整備センターが行うものを含む。

事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
一 事務所用建物の所有権の取得登記又は当該建物の敷地の用に供する土地の権利の取得登記
二 広域臨海環境整備センター法第十九条(業務)に掲げる業務のための別表第一の第一号又は第二号に掲げる登記
第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する大蔵省令で定める書類の添付があるものに限る。

(地方税法の一部改正)
第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号中「及び通信・放送衛星機構を」、通信・放送衛星機構及び広域臨海環境整備センターに改める。
(厚生省設置法の一部改正)
第十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。
第五十五条第三十六号の次に次の一号を加える。
三十六の二 広域臨海環境整備センターの設立又は定款の変更を認可し、これに對しその業務の状況に關する報告をさせ、その状況を検査し、その他監督上必要な命令又は処分をすること。
第九条の二第二項第十号の次に次の一号を加

える。

十の二 広域臨海環境整備センターを指導監督すること。

第九条の二第二項中「第十一号」を「第十号の二」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十二条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十五号の三の次に次の一号を加える。

二十五の四 広域臨海環境整備センターを監督すること。

第二十六条第一項第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 広域臨海環境整備センターに関すること。

理由

大都市及びその周辺の区域において廃棄物の処理処分地の確保が困難になつてゐる現状にかんがみ、広域的な廃棄物の処理及び港湾の秩序ある整備を図り、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資するため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行う広域臨海環境整備センターの設立、管理等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律

案(昭和三十六年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項を次のように改める。

16 港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第 号)による改正前の

港湾整備緊急措置法第三条に規定する港湾整備五箇年計画に係る港湾整備事業で国が施行したもの(昭和五十五年以前年度のこの会計の予算で昭和五十六年度以後の年度に繰り越したもの)により国が施行する港湾整備事業を含む。は、第一条第一項に規定する港湾整備事業で国が施行するものに含まれるものとする。

理由

貨物輸送の合理化、エネルギー情勢への対応、地域振興のための基盤施設の整備等の必要性が増大している実情にかんがみ、港湾整備事業の緊急かつ計画的な実施を更に促進するため、昭和五十六年度を初年度とする新港湾整備五箇年計画を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。